

昭和三十六年法律第八十一号

技術研究組合法

目次

第一回 総則	(第一条～第五条)
第二回 組合員	(第七条～第十二条)
第三回 設立	(第十三条～第十五条)
第四回 管理	(第十六条～第五十七条)
第五回 解散及び清算	(第五十八条～第六十条)
第六回 条款	(第六十一条～第六十九条)
第七回 組織変更、合併及び新設分割	(第七十一条～第七十九条)
第一節 組織変更	(第七十一条～第七十二条)
第二節 株式会社への組織変更	(第七十三条～第七十四条)
第三節 合併	(第七十五条～第七十六条)
第四節 吸収合併	(第七十七条～第七十八条)
第五節 新設合併	(第七十九条～第八十条)
第六節 新設分割	(第八十一条～第八十二条)
第七回 株式会社を設立する新設分割	(第八十三条～第八十四条)
第八回 合同会社を設立する新設分割	(第八十五条～第八十六条)
第九回 合同会社を設立する新設分割	(第八十七条～第八十八条)
第十回 百三十六条～第一百四十三条	(第八十九条～第九十条)
第十一回 登記	(第九十一条～第九十二条)
第一節 総則	(第九十三条～第九十四条)
第二節 組合の登記	(第九十五条～第九十六条)
第三節 削除	(第九十七条～第九十八条)
第四節 登記の嘱託	(第九十九条～第一百条)
第五節 登記の手続等	(第一百零一条～第一百零二条)
第十二回 雜則	(第一百零三条～第一百零九条)
第十三回 罰則	(第一百一十条～第一百一十二条)
附則	(第一百一十三条～第一百一十四条)
第一章 総則	(目的)

第一条 この法律は、産業活動において利用される技術の向上及び実用化を図るために、これに関する試験研究を協同して行うために必要な組織等について定めることを目的とする。

第二条 技術研究組合（以下「組合」という。）は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（原則）

3 組合は、次の要件を備えなければならない。

一 組合員が産業活動において利用される技術に関する試験研究（以下単に「試験研究」という。）を協同して行うことを中心とする目的とすること。

二 組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。

三 組合は、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

（名称）

4 組合は、その名称中に技術研究組合といふ文字を用いなければならない。

（組合員の資格）

5 組合の組合員たる資格を有する者は、その者の行う事業に組合の行う試験研究の成果を直接又は間接に利用する者であつて、定款で定めるものとする。

（議決権及び選挙権）

6 組合員は、各々一個の議決権及び役員の選挙権を有する。

（組合員の定め）

7 組合員は、定款で定めるところにより、第四十七条第一項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

（議決権及び選挙権）

8 組合員は、定款で定めるところにより、前項に規定する者のか、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第二条第三項に規定する産業技術研究法人その他政令で定める者を組合員とすることができる。

（議決権及び選挙権）

9 組合は、次の事業を行ふことができる。

（組合員のための試験研究を実施し、及びその成果を管理すること。）

10 組合員に対する技術指導を行うこと。

（組合の設立）

11 組合を設立するには、その組合員にならうとする二人以上の者（以下「設立時組合員」という。）が、その全員の同意によつて定めた書面を作成し、これをもつてその組合員に對抗することができない。

（組合の設立）

12 その他の定款で定める事由に該当する組合員に對しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

（組合の設立）

13 前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に對抗することができない。

（組合の設立）

14 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

（組合の設立）

15 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

（組合の設立）

16 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができない。

（組合の設立）

17 組合は、定款で定めるところにより、組合員に組合の事業に要する費用を賦課することができる。

（組合の設立）

18 組合員は、前項の費用の納付について、相殺をもつて組合に對抗することができない。ただ

（組合の設立）

19 主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

（組合の設立）

20 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

21 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

22 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

23 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

24 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

25 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

26 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

27 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

28 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

29 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

30 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

31 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

32 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

33 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

34 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

35 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

36 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

37 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

38 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

39 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

40 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

41 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

42 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

43 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

44 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

45 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

46 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

47 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

48 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

49 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

50 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

51 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

52 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

53 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

54 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

55 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

56 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

57 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

58 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

59 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

60 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

61 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

62 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

63 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

64 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

65 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

66 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

67 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

68 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

69 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

70 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

71 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

72 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

73 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

74 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

75 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

76 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

77 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

78 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

79 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

80 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

81 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

82 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

83 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

84 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

85 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

86 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

87 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

88 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

89 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

90 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

91 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

92 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

93 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

94 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

95 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

96 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

97 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

98 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

99 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

100 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

101 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

102 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

103 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

104 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

（組合の設立）

105 主務大臣は、前項の認可を受けなければならない。

二	第三条第一項各号の要件を備えていること。
二	設立手続並びに定款、試験研究の実施計画及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。
四	その行おうとする試験研究が組合員が協同して行うことによつて効率的に実施し得るものであること。
四	組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。(設立の無効の訴え)
第十四条	組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。
第十五条	会社法(平成十七年法律第八十六号第八百二十九条第一項(第一号に係る部分に限る)及び第二項(第一号に係る部分に限る)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定(第二十一条第四項に規定する組合であつて、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた組合(以下「監査権限限定組合」という。)にあつては、監査役に係る部分を除く。)は、組合の設立の無効の訴えについて準用する。)
第五章 管理	(定款)
第十六条	組合の定款には、少なくとも次の事項を定めなければならない。
一	事業名称
二	事務所の所在地
三	組合員たる資格に関する規定
四	組合員の加入及び脱退に関する規定
五	事業費用の賦課に関する規定
六	損失の処理に関する規定
七	組合員の権利義務に関する規定
八	事業の執行に関する規定
九	役員に関する規定
十	会議に関する規定
十一	会計に関する規定
十二	会計に関する規定
十三	残余財産の処分に関する規定
十四	公告方法(組合が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものと除く。)をする方法をいう。以下同じ。)
二	設立当初の役員は、定款で定めなければならぬ。
三	組合の定款には、前二項の事項のほか、組合の存続期間又は解散の原因を定めたときは、その期間又はその原因を記載し、又は記録しなければならない。
四	第一項第一号の事業には、試験研究の課題を明確に記載し、又は記録しなければならない。組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。
一	官報に掲載する方法
二	時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
三	電子公告(公告方法のうち、電磁的方法(会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。)
四	組合が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とすることを定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
五	組合が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるまでの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。
一	前号に掲げる公告以外の公告
二	前号に掲げる公告以外の公告
三	会社法第九百四十条第三項、第九百四十一一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定は、組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告を行ふ場合について準用する。この場合において、同法第九百四十三条第七項の規定にかかるわらず、同法第十六条第七項の規定にかかるわらず、同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
第六章 計画と予算	(事業計画及び収支予算)
第十七条	定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
第十八条	組合の運営に關し必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。
第十九条	組合は、前項の規約を設定し、変更し、又は廃止したときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
二十	(定款等の備置き及び閲覧等)
二十一	組合は、定款及び規約(以下この条において「定款等」という。)を各事務所に備え置かなければならない。
二十二	組合員及び組合の債権者は、組合に対しても、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
一	定款等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は譲写の請求
二	定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもの
三	の閲覧又は譲写の請求
四	組合員の総数が政令で定める基準を超える組合は、監事のうち一人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。
五	組合員の総数が政令で定める基準を超える組合は、監事のうち一人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。
一	当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。
二	その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社(組合が総株主(総社員を含む。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の過半數を有する会社をいう。)の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかつたこと。
三	当該組合の理事又は参事その他の重要な使用者の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。
四	理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。
五	役員の選挙は、無記名投票によつて行う。
六	投票は、一人につき一票とする。
七	第七項の規定にかかるわらず、役員の選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によつて行うことができる。
八	指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会に諮り、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。
九	理事会に諮り、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。
十	指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会に諮り、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

すおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

8 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九

条、第八百七十三条第二項（第一号に係る部分に限る）、第八百七十三条の二、第八百七十七条本

文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本

文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定

は、第六項の許可の申立てに係る事件について

準用する。この場合において、必要な技術的読

替えは、政令で定める。

（代表理事）

第三十一条 理事会は、理事の中から組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判

上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に

対抗することができない。

4 代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁

止されていないときに限り、特定の行為の代理

を他人に委任することができる。

5 第二十六条、一般社団法人及び一般財団法人

に関する法律第七十八条及び会社法第三百五十

四条の規定は、代表理事について準用する。

（役員の兼職禁止）

第三十二条 監事は、理事又は組合の使用者と兼

ねてはならない。

（理事の自己契約等）

第三十三条 理事は、次に掲げる場合には、理事會において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために組合と取引し、その承認を受けなければならない。

二 組合が理事の債務を保証することその他の理

事以外の者との間において組合と当該理事と

の利益が相反する取引をしようとするとき。

三 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事實を理事会に報告しなければならない。

（役員の組合に対する損害賠償責任）

第三十四条 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成したものと推定する。

3 前項の決議に参加した理事であつて議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成した

ものと推定する。

4 第一項の責任は、組合員の同意がなけれ

ば、免除することができない。

5 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、

当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けけるべき財産上の利益の一

年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができ

る。

（役員の連帯責任）

第三十五条 役員がその職務を行つて悪意

又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

（役員の虚偽の登記）

第三十六条 役員が組合又は第三者に生じた損害

を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これら

らの者は、連帯債務者とする。

（補償契約）

第三十七条 組合が、役員に対して次に掲げ

る費用等の全部又は一部を当該組合が補償する

ことを約する契約（以下この条において「補償

契約」という。）の内容の決定をするには、理

事會の決議によらなければならぬ。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令

の規定に違反したことが疑われ、又は責任の

追及に係る請求を受けたことに対処するため

に支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三

者に生じた損害を賠償する責任を負う場合に

おける次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することによ

り生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について當

事者間に和解が成立したときは、当該役員

が当該和解に基づく金銭を支払うことによ

り生ずる損失

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三

者に生じた損害を賠償する責任を負う場合に

おける次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することによ

り生ずる損失

二 当該損害の賠償に関する紛争について當

事者間に和解が成立したときは、当該役員

が当該和解に基づく金銭を支払うことによ

り生ずる損失

二 当該損害の賠償に関する紛争について當

事者間に和解が成立したときは、当該役員

が当該和解に基づく金銭を支払うことによ

り生ずる損失

二 当該損害の賠償に関する紛争について當

事者間に和解が成立したときは、当該役員

が当該和解に基づく金銭を支払うことによ

り生ずる損失

除する旨の理事会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定めること。

（役員の第三者に対する損害賠償責任）

第三十五条 役員がその職務を行つて悪意

又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責

任を負う。

（役員の虚偽の登記）

第三十六条 役員が組合又は第三者に生じた損害

を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これら

らの者は、連帯債務者とする。

（補償契約）

第三十七条 組合が、役員に対して次に掲げ

る費用等の全部又は一部を当該組合が補償する

ことを約する契約（以下この条において「補償

契約」という。）の内容の決定をするには、理

事會の決議によらなければならぬ。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令

の規定に違反したことが疑われ、又は責任の

追及に係る請求を受けたことに対処するため

に支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三

者に生じた損害を賠償する責任を負う場合に

おける次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することによ

り生ずる損失

二 当該損害の賠償に関する紛争について當

事者間に和解が成立したときは、当該役員

が当該和解に基づく金銭を支払うことによ

り生ずる損失

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対し第三十四

条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げ

る損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行つて悪意又は重大

な過失があつたことにより前項第二号の責任

を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

三 补償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用

を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第

三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害

を加える目的で同号の職務を執行したことを見つたときは、当該役員に対し、補償した金額を

償を受けた場合は、遅滞なく、当該補償につい

ての重要な事実を理事会に報告しなければならぬ。

三 补償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用

を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第

三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害

を加える目的で同号の職務を執行したことを見つ

たときは、当該役員に対し、補償した金額を

償を受けた場合は、遅滞なく、当該補償につい

ての重要な事実を理事会に報告しなければならぬ。

を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならぬ。

7 前項に規定する場合には、組合は、同項の書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る当事又は会計主任の承諾を得て、第三項の規定により提供することができる。

(総会の招集)

第四十五条 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 組合員が組合員の五分の一（これを下回る割合）を定款で定めた場合にあつては、その割合を定めた場合で定めたところにより、いつでも招集することができる。

3 組合員が總組合員の五分の一（これを下回る割合）以上の同意を得て、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

4 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面を提出したものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

6 前項第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事事が總会招集の手続をしないときは、主務大臣の承認を得て總会を招集することができる。

7 前項の請求をした日から十日以内に理事事が總会招集の手続をしないときは、主務大臣の承認を得て總会を招集することができる。

(総会招集の手続)

第四十六条 総会の招集は、総会の日の十日前までに、その期間に定められた方法に従つてしまふならない。

2 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。

3 第一項の規定にかかわらず、総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(通知又は催告)

第四十七条 総会の招集は、通常総会は、定款により、毎事業年度一回招集しなければならない。

2 組合員が總組合員の過半数（これを上回る割合を定めた場合を除いて、その割合）以上

3 第一項の規定による責任の免除の者の住所（その者が別に通知又は催告を受けた場所又は連絡先を組合に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

(通知又は催告)

第四十八条 組合の組合員に対してもする通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したそ者の住所（その者が別に通知又は催告を受けた場所又は連絡先を組合に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

(総会の決議事項)

第四十九条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(延期又は続行の決議)

第五十条 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十七条の規定は、適用しない。

(総会の議事録)

第五十一条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第四十七条第一項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款に別段の定めがある場合及び同条第三項に規定する場合は、この限りでない。

(特別の決議)

第五十二条 次に掲げる事項は、總組合員の過半数（これを上回る割合を定めた場合にあつては、その期間）前までに、総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしまふならない。

2 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。

3 第一項の規定にかかわらず、総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(通知又は催告)

第五十三条 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十七条の規定は、適用しない。

(総会の議事録)

第五十四条 総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 組合は、総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

(解散の事由)

第五十五条 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(剩余金の処理)

第五十六条 組合の会計は、原則として主務省令で定める場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

(会計の原則)

第五十七条 組合は、毎事業年度、剩余金を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。

(解散及び清算)

第五十八条 組合は、次の事由によつて解散する。

1 総会の決議

2 組合の合併（合併により当該組合が消滅する場合に限る。次条において同じ。）

3 組合についての破産手続開始の決定

4 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生

(解散の事由)

第五十九条 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算人)

第六十条 会社法第四百七十五条（第一号及び第二号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十二条、第四百八十三条第四項及び第五百八十四条、第四百八十五条、第四百八十六

つては、その割合）が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による決議を必要とする。

(理事及び監事の説明義務)

第五十二条 理事及び監事は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に關しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

(会計の原則)

第五十七条 組合は、毎事業年度、剩余金を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。

(解散及び清算)

第五十八条 組合は、次の事由によつて解散する。

1 総会の決議

2 組合の合併（合併により当該組合が消滅する場合に限る。次条において同じ。）

3 組合についての破産手続開始の決定

4 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生

(解散の事由)

第五十九条 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算人)

第六十条 会社法第四百七十五条（第一号及び第二号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十二条、第四百八十三条第四項及び第五百八十四条、第四百八十五条、第四百八十六

置開始日における組織変更をする組合の資産及び負債の価額によるものとする。

2 組織変更後株式会社が資本金として計上すべき額は、前項に規定する資産の価額から負債の価額を差し引いた額とする。ただし、その二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

3 前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、組織変更に際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定めることとする。

(組織変更における株式の発行)

第六十七条 組織変更をする組合は、第六十五条第一項の規定による株式の割当てを行なうほか、組織変更に際して、組織変更後株式会社の株式を発行することができます。この場合においては、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 この条の規定により発行する組織変更後株式会社の株式（以下この款において「組織変更時発行株式」という。）の数（組織変更後株式会社が種類株式發行会社である場合については、組織変更時発行株式の種類及び数。以下この款において同じ。）

二 組織変更時発行株式の払込金額（組織変更時発行株式に払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この款において同じ。）又はその算定方法

三 金銭以外の財産を出资の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 組織変更時発行株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日

五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項（組織変更時発行株式の申込み等）

第六十八条 組織変更をする組合は、組織変更時に発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 組織変更後株式会社の商号

二 前号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

置開始日における組織変更をする組合の資産及び負債の価額によるものとする。

2 組織変更後株式会社が資本準備金として計上すべき額は、前項に規定する資産の価額から負債の価額を差し引いた額とする。ただし、その二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

3 前項の規定により資本準備金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、組織変更に際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定めることとする。

(組織変更における株式の発行)

第六十七条 組織変更をする組合は、第六十五条第一項の規定による株式の割当てを行なうほか、組織変更に際して、組織変更後株式会社の株式を発行することができます。この場合においては、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 この条の規定により発行する組織変更後株式会社の株式（以下この款において「組織変更時発行株式」という。）の数（組織変更後株式会社が種類株式發行会社である場合については、組織変更時発行株式の種類及び数。以下この款において同じ。）

二 組織変更時発行株式の払込金額（組織変更時発行株式に払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この款において同じ。）又はその算定方法

三 金銭以外の財産を出资の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 組織変更時発行株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日

五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項（組織変更時発行株式の申込み等）

第六十八条 組織変更をする組合は、組織変更時に発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 組織変更後株式会社の商号

二 前号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

者は、次に掲げる事項を記載した書面を組織変更をする組合に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所の数

二 引き受けようとする組織変更時発行株式の数

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、主務省令で定めるところにより、組織変更をする組合の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 組織変更をする組合は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちにその旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下この款において「申込者」という。）に通知しなければならない。

5 組織変更をする組合が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該組合に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(組織変更時発行株式の割当て)

第六十九条 組織変更をする組合は、申込者の中から組織変更時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる組織変更時発行株式の数を定めなければならぬ。この場合において、当該組合は、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2 組織変更をする組合は、第六十七条第四号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を通知しなければならない。

3 組織変更時発行株式の引受け人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利を失う。

4 出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利の譲渡は、組織変更後株式会社に对抗することができない。

5 組織変更時発行株式の引受け人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利を失う。

（組織変更時発行株式の株主となる時期）

第七十条 前二条の規定は、組織変更時発行株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

（組織変更時発行株式の引受け）

二 前号に掲げる者のうち、当該各号に定める組織変更時発行株式の数について組織変更時発行株式の引受け人となる。

三 金銭の払込みをするべきときは、払込みの取扱いの場所

一 申込者 組織変更をする組合の割り当てた

二 組織変更時発行株式の数

三 前項の契約により組織変更時発行株式の総数を引き受けた者 その者が引き受けた組織変更時発行株式の数

（金銭以外の財産を出資の目的とする場合についての会社法の準用）

第七十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める組織変更時発行株式の数について組織変更時発行株式の引受け人となる。

（組織変更時発行株式の引受け）

2 組織変更時発行株式の引受け人は、前条の規定により株主となつた日から一年を経過した後又はその株主について権利行使した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として組織変更時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

（出資の履行を仮装した場合の組織変更時発行株式の引受け人の責任等についての会社法の準用）

三 第七十五条の二 会社法第二百九十三条第二項及び第三項、第二百十三三条の二並びに第二百十三三条の二

三の規定は、組織変更時発行株式について準用する。この場合において、同法第二百十三条の二第一項第一号中「第二百八条第一項」とあるのは、「技術研究組合法第七十二条第一項」と、同項第二号中「第二百八条第二項」とあるのは、「技術研究組合法第七十二条第二項」と、同法第二百十三条の三第一項中「取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役を含む。）」とあるのは、「技術研究組合法第六十一条第一項」に規定する組織変更をする組合の理事」と、「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組織変更の効力発生日の変更）

第七十六条 組織変更をする組合は、効力発生日を変更することができる。

2 前項の場合には、組織変更をする組合は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前日の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後効力発生日を公告しなければならない。

3 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この款の規定を適用する。（組織変更の認可）

第七十七条 組織変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更計画の内容を記載した書面及び組織変更の効力発生日の属する事業年度の事業計画その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該組織変更が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 組織変更をする組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものでないこと。
二 第六十二条第一項第七号の資本金及び資本準備金の額が、第六十六条の規定により適正に計上されていること。
三 第六十五条第一項の規定による株式の割当てが適正に行われていること。

四 組織変更により、組織変更をする組合の組合員であつて第六十二条第一項第五号の株式の割当てを受けない者の利益が不当に害されるおそれがないこと。

五 合員であつて第六十二条第一項第五号の株式の割当てを受けない者の利益が不当に害されるおそれがないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、組織変更により、組織変更後株式会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。（組織変更の効力の発生等）

第七十七条 組織変更をする組合は、効力発生日又は前条第一項の主務大臣の認可を受けた日に、組織変更後株式会社となる。

2 組織変更をする組合は、組織変更の効力が生じた日に、第六十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする組合の組合員は、組織変更の効力が生じた日に、第六十二条第一項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

4 前三項の規定は、第六十四条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。（組織変更手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等）

第七十九条 組織変更後株式会社は、組織変更の効力が生じた日から六月間、第六十三条第一項の書面又は電磁的記録及び第六十四条の規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

2 組織変更後株式会社の株主及び債権者は、当該組織変更後株式会社に對して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の贈本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更後株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

四 組織変更の無効の訴え

第八十条 会社法第八百一十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）及び第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第六号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八

百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定（監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）は組織変更の無効の訴えについて、同法第八百四十条の規定は第六十七条の規定による組織変更時発行株式の発行を伴う組織変更の無効判決について、同法第八百六十八条第一項、第八百七十二条第一項、第八百七十二条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条から第八百七十七条まで及び第八百七十八条第一項に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条から第八百七十七条まで及び第八百七十八条第一項の規定はこの条において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。

第二款 合同会社への組織変更（組織変更）
組合は、その組織を変更して合同会社になることができる。

第八十一条 組合は、前項の組織変更（以下この款において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の組織変更（以下この款において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議について準用する。

3 第五十二条の規定は、前項の決議について準用する。

4 第二項の総会の招集は、組織変更計画の要領及び組織変更後の合同会社（以下「組織変更後合同会社」という。）の定款を示してしなければならない。

第八十二条 組合が組織変更をする場合には、当該組合は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後合同会社の目的、商号及び本店の所在地

二 組织変更後合同会社の社員についての次に掲げる事項

イ 当該社員の氏名又は名称及び住所ロ 当該社員の全部を有限責任社員とする旨ハ 当該社員の出資の価額

三 前号に掲げるもののほか、組織変更後合同会社の定款で定める事項

四 組織変更後合同会社の資本金の額に関する事項

（組織変更後合同会社の社員の出資の価額）
第八十三条 前条第二号への組織変更後合同会社の社員の出資の価額は、組織変更をする組合の事業に対しても当該組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定めるものとする。
(資本金として計上すべき額等)

第八十四条 組織変更後合同会社の資産及び負債の価額は、第八十七条において準用する第六十三条第一項の組織変更計画開始日ににおける組織変更をする組合の資産及び負債の価額によるものとする。

2 組織変更後合同会社が資本金として計上すべき額は、前項に規定する資産の価額から負債の価額を差し引いた額とする。

3 前二項に定めるもののほか、組織変更に際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。

2 前項に規定する資産の価額から負債の価額を差し引いた額とする。

第八十五条 組合は、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更計画の内容を記載した書面及び組織変更の効力発生日の属する事業年度の事業計画その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該組織変更が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 組織変更をする組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものでないこと。

二 第八十二条第四号の資本金の額が、前条の規定により適正に計上されていること。

三 第八十二条第二号への組織変更後合同会社の社員の出資の価額が第八十三条の規定により適正に定められていること。

2	組織変更をする組合は、組織変更の効力が生じた日に、第八十二条第一号から第三号までに掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。
3	組織変更をする組合の組合員は、組織変更の効力が生じた日に、第八十二条第二号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後合同会社の社員となる。
4	前三項の規定は、次条において準用する第六十四条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。 (株式会社への組織変更に関する規定の準用)
5	十四条の規定による手續が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。 (株式会社への組織変更に関する規定の準用)

2	第六十三条、第六十四条、第七十六条及び第七十九条の規定は、組織変更について準用する。この場合において、第六十三条第二項第一号中「第六十一条第二項」とあるのは、「第八十一条第二項」と読み替えるものとする。 (組織変更の無効の訴え)
3	会社法第八百二十八条规定(第六号に係る部分に限る)、及び第二項(第六号に係る部分に限る)、第八百三十四条(第六号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第二項及び第三項、第八百三十七号から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定(監査権限限定組合にあっては、監査役に係る部分を除く)は、組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
4	第二節 合併 第一款 吸収合併
5	(吸収合併)

2	組合は、吸収合併(組合が他の組合とする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併後存続する組合に承継させるものをいう。以下同じ。)をすることができる。
3	第五十二条の規定は、前項の決議について準用する。
4	第二項の総会の招集は、吸収合併契約の要領を示してしなければならない。 (吸収合併契約)
5	組合が吸収合併をする場合には、吸収合併契約を締結して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。 (吸収合併契約)

2	第一項の書面の閲覧の請求
3	第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
4	第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求
5	第一項の電磁的記録に記録された事項を電子的方法であつて吸収合併消滅組合の定めたものにより提供することとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
(新設合併の無効の訴え)

2
該新設合併設立組合の組合員及び債権者は、当
間内は、いつでも、次に掲げる請求をすること
ができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる
請求をするには、当該新設合併設立組合の定め
た費用を支払わなければならぬ。
一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務
省令で定める方法により表示したものの閲覧

新設合併設立組合の設立については、適用しない。
新設合併設立組合の定款は、新設合併消滅組合が作成する。
(新設合併手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等)

四 新設合併設立組合の行おうとする試験研究がその組合員が協同して行うことによつて効率的に実施し得るものであること。
(新設合併の効力の発生)

三 新設合併設立組合がその事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するこ^{二。}

四 新設分割設立組合が新設分割により新設分割をする組合から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

五 新設分割後における、新設分割をする組合の組合員の権利に関する事項

六 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

(新設分割計画に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第一百十一条 新設分割をする組合は、新設分割計画を開始日から新設分割設立組合の成立の日画設置開始日から新設分割設立組合の成立の日

(新設分割計画)
第一百十条 組合が新設分割をする場合には、当該組合は、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 新設分割設立組合の事業、名称及び主たる事務所の所在地
二 前号に掲げるもののほか、新設分割設立組合の定款で定める事項
三 新設分割をする組合の組合員であつて、新設分割設立組合の組合員となる者の氏名又は

〔百九条〕組合は、その事業に関して有する権利義務の一部を分割により設立する組合に承継させることができる。

2 組合は、前項の分割（以下この款において「新設分割」という。）をするには、新設分割計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。

4 第二項の総会の招集は、新設分割計画の要領及び新設分割により設立する組合（以下「新設分割設立組合」という。）の定款を示してしなければならない。

十三条（第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定（監査権限限定組合にあっては、監査役に係る部分を除く。）は新設合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条规定第六項、第八百七十二条第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百七十三条の二、第八百七十七条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

がでできる旨
前項の規定にかかわらず、新設分割をする組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第十六条第五項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告（不法行為によつて生じた債務の債権者に対するもの）を除く。）は、することを要しない。

二 新設分割をする組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 新設分割をする旨

二 新設分割設立組合の名称及び主たる事務所の所在地

三 新設分割をする組合の決算関係書類に関する事項として主務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べること

第一項の書面の閲覧の請求
第一項の書面の贈本又は抄本の交付の請求
第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設分割をする組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
(債権者の異議)

（債権者の異議）

までの間、新設分割計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

二 前項の「新設分割計画備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

一 第百九条第二項の総会の日の十日前の日

二 次条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

三 新設分割をする組合の組合員及び債権者は、当該組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができます。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

六 前各号に掲げるもののほか、新設分割により、新設分割設立組合の業務の健全な運営による支障を生ずるおそれがないこと。
(新設分割の効力の発生等)

第二百四十四条 新設分割設立組合は、その成立の日に、新設分割計画の定めに従い、新設分割をする組合の権利義務を承継する。

前項の規定にかかわらず、新設分割をする組合の債権者であつて、第二百十二条第二項の各別項の催告を受けなかつたもの（同条第三項に規定

三 新設分割設立組合がその事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

四 新設分割設立組合の行おうとする試験研究がその組合員が協同して行うことによつて効率的に実施し得るものであること。

五 新設分割により、新設分割をする組合の組合員であつて新設分割設立組合の組合員とならない者の利益が不当に害されるおそれがな

3 分割設立組合の成立すべき日の属する事業年度の事業計画及び收支予算、役員の氏名及び住所その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

一 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該新設分割が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

二 新設分割設立組合が第三条第一項各号の要件を備えていること。

債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設分割をする組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設分割しても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(新設分割の認可)

する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるもののに限る。次項において新設分割後同じく新設分割をする組合に対し債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該組合が新設分割設立組合の成立の日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

第一項の規定にかかわらず、新設分割をする組合の債権者であつて、第一百十二条第二項の各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立組合に対し債務の履行を請求することができないものとされてゐるときであつても、当該新設分割設立組合に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができ

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設分割設立組合の定めたものにより提供することとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
(新設分割の無効の訴え)

に限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)である場合 新設分割設立株式会社の設立に際して監査役となる者の氏名等新設分割設立株式会社が会計監査人等設立する場合 新設分割設立株式会社の設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称

新設分割設立株式会社が新設分割により新設分割をする組合から承継する資産、債務の割合その他の権利義務に関する事項

新設分割設立株式会社が新設分割に際して新設分割をする組合の組合員に対し交付する当該新設分割設立株式会社の株式の数(新

第百十一条第一項の新設分割計画備置開始日における新設分割をする組合の資産及び負債の価額によるものとする。

2 新設分割設立株式会社が資本金として計上すべき額は、前項に規定する資産の価額から負債の価額を差し引いた額とする。ただし、その二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

3 前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、新設分割に際しての計算に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(新設分割における株式の発行)

第一百二十二条 新設分割をする組合は、第百二十九条

新設分割をする組合の組合員は、新設分割設

新設分割組合の定めに従い、該新設分割組合の組合員となる。

新設分割設立組合の定款には、新設分割をする旨は明記すべき総合の記述についても適用しない。

組合が作成する。
(新設分割手続の経過等の書面等の備置き及び
閲覧等)

第一百六条 新設分割設立組合は、その成立の日

から六月間、第一百一一条第一項の書面又は電磁記録又が第百二十二条の規定による競り落札

的記録及び第百十二条の規定による手続の経過その他の所定分別に開示する事項について主務省令

その他の薪資分霧は開する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録して書面又は

て定める事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければ

電磁自説鉄道の三才の事務所は併記するに
ればならない。

新設分割設立組合の組合員及び債権者は、当

該新設分割設立組合に対して、その業務取扱時

間内は、いつでも、次に掲げる請求をすること

ができる。ただし、第一号又は第四号に掲げる

請求をするには、当該新設分割設立組合の定め

た費用を支払わなければならぬ。
一前項の書面の開宣の請求

二 前項の書面の閲覧の請求

三二 前項の書面の謄本又は原本の交付の請求
前項の電磁的記録に記録された事項を主務

前項の書籍は、前項に記載した書籍を三種類で定める方法により表示したもののが、請求の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設分割設立組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(新設分割の無効の訴え)

第一百七十七条 会社法第八百一十八条规定第一項(第十号に係る部分に限る)及び第二項(第十号に係る部分に限る)、第八百三十四条规定(第十号に係る部分に限る)、第八百三十五条から第八百三十九条まで、第八百四十三条规定第一項(第四号に係る部分に限る)及び第二項、第八百四十五条並びに第八百四十六条规定(監査権限限定期組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)は、新設分割の無効の訴えについて準用する。

第二款 株式会社を設立する新設分割(新設分割計画)

第一百八十八条 組合は、その事業に関する権利義務の一部を分割により設立する株式会社に承継させることができる。

2 組合は、前項の分割(以下この款において「新設分割」という。)をするには、新設分割計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。

4 第二項の総会の招集は、新設分割計画の要領及び新設分割により設立する株式会社(以下「新設分割設立株式会社」という。)の定款を示してしなければならない。

(新設分割計画)

第一百十九条 組合が新設分割をする場合には、当該組合は、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設分割設立株式会社の目的、商号、本店の所在地及び発行することができる株式の総数

二 前号に掲げるもののほか、新設分割設立株式会社の定款で定める事項

三 新設分割設立株式会社の設立に際して取締役となる者の氏名

四 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 新設分割設立株式会社が会計参与設置会社である場合、新設分割設立株式会社の設立に際して会計参与となる者の氏名又は其の名称

ロ 監査役の監査の範囲を会計に関するもの

に限定する旨の定款の定めがある株式会社（を含む。）である場合、新設分割設立株式会社の設立に際して監査役となる者の氏名等、ハ、新設分割設立株式会社が会計監査人設置会社である場合、新設分割設立株式会社の設立に際して会計監査人となる者の氏名等は、新設分割設立株式会社が新設分割により新設分割をする組合から承継する資産、債務雇用契約その他の権利義務に関する事項

六 新設分割設立株式会社が新設分割に際して新設分割をする組合の組合員に対し交付する当該新設分割設立株式会社の株式の数（新設分割設立株式会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）、又はその数の算定方法

七 新設分割をする組合の組合員に対する前号の株式の割当てに関する事項

八 新設分割設立株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項

九 新設分割後における新設分割をする組合の組合員の権利に関する事項

十 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

（組合員への株式の割当て）

第二百二十一条 新設分割をする組合の組合員は、新設分割計画の定めるところにより、新設分割設立株式会社の株式の割当てを受けるものとする。

2 前項の株式の割当ては、新設分割をする組合の事業に対して当該組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定めるものとする。

3 会社法第二百三十四条第一項（各号を除く。）及び第二項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十二条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、第一項の規定により株式を割り当てる場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（資本金として計上すべき額等）

第一百二十一條 新設分割設立株式会社の資産及び負債の額額は、第百三十四条において準用する

第百十一条第一項の新設分割計画備置開始日における新設分割をする組合の資産及び負債の価額によるものとする。

2 新設分割設立株式会社が資本金として計上すべき額は、前項に規定する資産の価額から負債の価額を差し引いた額とする。ただし、その二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

3 前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、新設分割に際しての計算に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(新設分割における株式の発行)

第一百二十二条 新設分割をする組合は、第百二十九条

- (2) 第百三十条において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

(3) 第百三十条において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

(4) 第百三十条において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿

二 檢査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本は、その謄本

二 商業登記法第八十四条第一項、第八十七条第二項及び第八十八条の規定は、第百五十五条の会社法第九百十一条の登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組織変更後合同会社の登記の申請)

二 組織変更計画書

三 定款

四 組合の総会の議事録

五 上されたことを証する書面

六 第八十七条における定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合において準用する第六十四条第三項の規定により公告を官報のほか第十六条第五項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合においては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者が害するおそれがないことを証する書面

六 法人が組織変更後合同会社を代表する社員となるときは、次に掲げる書面

イ 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

- 七 ハ 当該社員の職務を行なうべき者の選任に間する書面
　　ノ 諸したこととを証する書面
　　シ 法人が組織変更後合同会社の業務を執行する社員（前号に規定する社員を除く。）となるときは、前号イに掲げる書面。ただし、同号イただし書に規定する場合を除く。
　　ハ 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は、第一百五十二条の会社法第九百四十四条の登記について準用する。
（新設分割設立合同会社の登記の申請）

八 第百七十二条 新設分割設立合同会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第十九条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 新設分割計画書

二 定款

三 組合の総会の議事録

四 資本金の額が第百三十九条の規定に従つて計上されたことを証する書面

五 組合の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に組合の主たる事務所がある場合を除く。

六 第百四十三条において準用する第百十二条の規定による定款の定めに従い同項第一号又は第三条において準用する第百十二条第三項の規定により公告を官報のほか第十六条第五項の規定による定款の定めに従い同項第一号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合があつては、これらの方針による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に對し、弁済し、若しくは相当事の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても該債権者を害するおそれがないことを証する書面

七 新設分割設立合同会社を代表する社員が法人であるときは、次に掲げる書面
　　イ 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。
　　ロ 当該社員の職務を行うべき者の選任に間する書面
　　ハ 当該社員の職務を行なうべき者が就任を承諾したこととを証する書面

- 八 新設分割設立合団会社の業務を執行する社員（前号に規定する社員を除く。）が法令であるときは、前号に掲げる書面。ただし同号いただし書に規定する場合を除く。

二 項及び第八十八条の規定は、第一百五十五条の会社法第九百四十四条の登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九章 雜則

(不服の申出)

第一百七十三条 組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする主務大臣の处分若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると思料する組合員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を主務大臣に申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の申出があつたときは、この法律の定めるところに従い、必要な措置をしなければならない。

(検査の請求)

第一百七十四条 組合員は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合の業務又は会計が法令若しくは法令に基づいてする主務大臣の処分又は定款若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として、主務大臣にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、主務大臣は、この組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第一百七十五条 組合は、毎事業年度、通常総会終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剩余金の割合又は損失の処理の方法を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の書類の記載事項その他必要な事項は主務省令で定める。

(報告の徵収)

第一百七十六条 主務大臣は、毎年一回を限り、組合から、その組合員、役員、使用人、事業の執行状況その他組合の一般的な状況に関する報告であつて、組合に関する行政を適正に処理するため特に必要なものを徵することができる。

2 主務大臣は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする主務大臣の处分若しくは定款若しくは規約に違反する疑いがあることを

(第六十条において準用する場合を含む。)の規定による開示をすることを怠つたとき。

十五 第三十三条第三項（第六十条において準用する場合を含む。）又は第三十六条の二（第十四項の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。）

十六 第四十四条の規定に違反したとき。

十七 第六十条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十八 第六十条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

十九 清算の結了を遅延させる目的で、第六十条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十 第六十条において準用する会社法第五百二十二条の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

二十一 第六十条において準用する会社法第五百二十二条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十二 第八十九条第二項から第四項まで、第一百条第二項から第四項まで又は第一百九条第二項から第四項までの規定に違反して、吸収合併、新設合併又は同条第二項に規定する新設分割の手續をしたとき。

二十三 第九十五条第二項若しくは第五項、第一百三条第二項若しくは第五項又は第一百十二条第二項若しくは第五項の規定に違反して、吸収合併、新設合併又は第百九条第二項に規定する新設分割の手續をしたとき。

二十四 第百七十五条第一項の規定に違反して、書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき。

二十五 第百七十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第六百九十条 第四条第二項の規定に違反した者は、十円以下の過料に処する。

第一百九十二条 次の場合には、組合の役員は、十円以下の過料に処する。

一 第十八条第二項又は第二十条の規定に違反したとき。

二 第五十七条の規定に違反したとき。

<p>附 則 (昭和三八年七月九日法律第一二二号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、商業登記法の施行の日（昭和三十九年四月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 (昭和五五年六月九日法律第七九号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和五九年五月一六日法律第三一号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成元年一二月二二日法律第九一号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）</p>	<p>附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）</p>
<p>附 則 (平成一七年三月三一日法律第二二二号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一七年三月三一日法律第二二二号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、平成十七年四月一日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）</p>
<p>附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇五号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、会社法の施行の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇五号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（その他の経過措置）</p>
<p>第十五条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>第十六条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。（鉱工業技術研究組合法の一部改正に伴う経過措置）</p>

第四十三条 この法律の施行の際現に存する鉱工業技術研究組合の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第四十四条 この法律の施行の際現に存する鉱工業技術研究組合については、新鉱工業組合法第十六条において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第四十五条 この法律の施行の際現に存する鉱工業技術研究組合については、新鉱工業組合法第十六条において準用する新協同組合法第三十六条の七第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第四十六条 第五条の規定による改正前の鉱工業技術研究組合法（以下「旧鉱工業組合法」といいう。）の規定による役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

（処分等の効力）

第五十三条 旧協同組合法、旧輸出入水産業法、旧団体法、旧鉱工業組合法又は旧商店街組合法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、それぞれ新協同組合法、新輸出入法、新輸出水産業法、新団体法、新鉱工業組合法又は新商店街組合法の相当規定によつてしまつものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第五十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

える改正規定、同法第三百一条第二項第四号の次に「一号を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百五十五条及び第三百二十九条の改正規定、同法第三百三十条の改正規定（第四百三十九条から第五十一条まで）を「第五十一一条、第五十二条」に、「及び第百三十二条」を「五百三十二条から第百三十七条まで及び五百三十九条」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」と削る部分に限る。」並びに同法第三百四十二条第十号の次に「一号を加える改正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定（「第三項を除く。」）第十八条を削る部分に限る。」、第十八条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二条及び第二十三条の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定（「第十七条から」）の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「、同法第二百四十六条の二中「商業登記法」」とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第一百四十五条」において準用する商業登記法（「第十九条の十一」の改正規定、同法第二百四十六条の二中「商業登記法」）と読み替えるに改める部分を除く。」、同法第二百条の四、第一百一条の二十第一項、第二百二条第一項及び第二百二条の十の改正規定、同法第二百二条の十一の改正規定（「第十九条の三まで、第二十一条から」を「第十九条の三まで、第二十二条」に改める部分を除く。）並びに同法第二百四十五条第一項及び第二百四十六条の改正規定、同法第二百四十五条第一項及び第二百四十六条の改正規定（「第十九条の三まで、」を「第十九条の三まで（登

記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項の改正規定(「第三百五条第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く)、同法第百六十四条第四項の改正規定、同法第百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第百七十七条の改正規定(「第二十条第一項及び第二項」を削る部分及び「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第一項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第一百七十五条」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条の二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、同法第八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定(同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第三号及び第四号を除く)、第三百十一条第四项並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二项第五项並びに第六项第一号及び第二号、第三

百四十四条、第三百十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百三十五条の五第二項を除く。) 中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定削り、「相互会社」と、「下に「これらの規定中」を加え、「これら」の規定(同法第二百九十九条第一項(各号を除く)及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百四十四条並びに第三百八十八条第四項を除く。) 中「株主」とあるのは「総代」とを削り、「各号を除く。) 及び第四項中) を「第三号及び第四号を除く。) 中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「議決権行使書面(保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。)」と、同条第四項及び第三百十二条第五項」を「第三百十一条第一項中「議決権行使書面に」とあわびに第六項第一号及び第二号に改め、「共同」第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。)」に、同法第六十六条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定(「第四十八条」を「第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「登記」に、「第一百四十八条」を「第二百三十七条」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに「第一百三十九条から第四十八条まで」に改める部分及び「第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法(五百号)第六十七条において準用する商業登記法」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法(五百号)と、同法第一百四十五条」とあるのは「保険業法(五百号)と、同法第一百四十八条」とあるのは「保険業法(五百号)」と、「この法律に」とあるのは「保険業法に」

第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」とを削る部分に限り、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定、第六十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九条中消費生活協同組合法第八十条から第八十三条まで及び第九十条第四項の一条から第八十三条まで及び第七十条の二十一、第六四十六条の三の六及び第七十条の二十一、第六四十四条第一項の改正規定（第十七条（第二項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項ヲ除ク）を「第七十条」に改める部分に限る。）、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第一百零二項の改正規定並びに同法第二百十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の五の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び同法第八十三条第一項第三十八号の次に一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及第十七条の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び同法第二百二十二条第二項の改正規定、第十九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第二百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規

定、同法第九十二条から第九十五条まで、第十九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第二百三十三条の改正規定（「、第四十八条」を、「第五十一条」に、「並びに第二百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条」に改める部分及び「同法第四十八条第二項中「会社法第二百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と）を削る部分に限る）、第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。））並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第十九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（「第八項」の下に、「第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中小企業団体の組織に関する法律第二百十一条第一項第十三号の改正規定を除く。）、第二百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章規定（「第四十八条」を、「第五十二条」に、第二節の節名の改正規定、同章第三節、第二百五十九条第三項から第五項まで及び第二百六十条第一項の改正規定並びに同法第二百六十八条の改正規定（「、第四十八条」を、「第五十一条」に、「並びに第二百三十二条」を、「第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条」に改め、第四十八条第二項中「会社法第二百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第二百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、「」を削る部分に限る。）、第二百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第二百一一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。））並びに第二百三十九条に改めた各号に定める日から施行する。）、第二百四十八条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第二百三十九条に改めた各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日
附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十九条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十二条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定（第九十一条の規定、第二百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第二十二条第三項の改正規定、第二百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定）公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日